

農家報償物資に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年三月五日

橋本萬右衛門

参議院議長 松平恒雄殿

農家報償物資に関する質問主意書

農家への報償物資に対し従来政府は、地方地方の実情を考慮することなく御都合配給の嫌ひがあり、農家で受配を悦ばない傾向がある。

福島縣郡山市地方農家では作業衣用として木綿織物を要望しているのに反し、高級絹織物の高價な銘仙や、余り希望していない合成酒等が配給になり不平がでている実状である。

地方農家の実情に即する配給を実現する親切があるか、処見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。